

## 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令等の整備について（鉄道・海運関係）

### 1. 背景

第164回通常国会において、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するため、安全管理規程の作成・届出の義務付け、安全統括管理者の選任・届出の義務付け、輸送の安全にかかわる情報の公表の義務付け等の措置を講ずる「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第19号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年3月31日に公布されたところです。

今般、改正法の一部の施行に伴い、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、軌道法（大正10年法律第76号）、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、海上運送法（昭和24年法律第187号）及び内航海運業法（昭和27年法律第151号）の委任を受けて制定されている省令等について、所要の整備を行うこととしております。

### 2. 概要

#### ①鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）の一部改正

##### 【鉄道事業関連】

- ・安全管理規程の届出時期・手続として、第一種及び第二種鉄道事業者は、最初の工事施行認可の申請、最初の鉄道施設の変更認可の申請、最初の列車の車両の確認の申請又は最初の列車の運行計画の届出のいずれか早い時期の前まで、第三種鉄道事業者は、最初の工事の施行の認可の申請、最初の鉄道施設の変更認可の申請又は最初の運行の開始の日のいずれか早い時期の前までを規定する予定です。（鉄道事業法第18条の3第1項関係）
- ・安全管理規程に定めるべき事項について、「安全管理規程に係るガイドライン」（骨子は別紙）等に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務、安全統括管理者の責務、運転管理者の責務、乗務員指導管理者の選任等を規定する予定です。（鉄道事業法第18条の3第2項関係）
- ・鉄道事業における安全統括管理者の選任要件として、10年以上の安全に関する業務経験等又は国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者であることを規定する予定です。（鉄道事業法第18条の3第2項第4号）
- ・運転管理者の選任要件として、10年以上の業務経験等又は国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者であることを規定する予定です。（ただし、告示で定める鉄道については、必要な業務経験は5年以上とする予定です。具体的には、大規模なもの以外の案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道を想定しています。）（鉄道事業法第18条の3第2項第5号関係）
- ・国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報として、事故及びインシデントの届出に係る事項、事業改善命令（輸送の安全に関してされたもの）、踏切道改良促進法第6条第1項の規定による勧告に係る事項、事業者に対する行政指導（輸送の安全に関してされたもの）及び事業者が行政指導に基づき講じた措置に係る事項、鉄道事業者による輸送の安全にかかわる設備投資の状況に係る事項、輸送の安全にかかわる鉄道施設の状況に係る事項等を規定する予定です。（鉄道事業法第19条の

### 3 関係)

- ・事業者が公表する安全報告書の公表時期・手続（毎事業年度終了後6ヶ月以内にインターネットその他適切な方法により公表）を規定するとともに、安全報告書の内容として、輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項、事故・インシデントの届出に係る事項並びにこれらの再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置等を規定する予定です。（鉄道事業法第19条の4関係）
- ・業務の管理の受委託の許可の対象として、「列車の運転」を新たに規定する予定です。（鉄道事業法第25条関係）
- ・安全統括管理者の選任が義務づけられたこととともない、鉄道主任技術者の選任を廃止する予定です。（鉄道事業法施行規則第76条関係）

### 【索道事業関連】

- ・安全管理規程の届出時期・手続時期として、索道施設の工事の着工の着手の前又は運行の開始のいずれかの早い時期の前を規定する予定です。（鉄道事業法第38条関係）
- ・安全管理規程に定めるべき事項として、「安全管理規程に係るガイドライン」（骨子は別紙）等に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務、安全統括管理者の責務、索道技術管理員の選任等について規定する予定です。
- ・索道事業における安全統括管理者の選任要件として、3年以上の安全に関する業務経験等又は国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者を、索道技術管理者の選任要件として、担当する索道と同じ種類及び方式の維持管理業務について3年以上の業務経験等又は国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者を規定する予定です。（ただし、大学等を卒業した者については2年以上とする予定です。）（鉄道事業法第38条関係）
- ・国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報として、事故及びインシデントの届出に係る事項、事業改善命令（輸送の安全に関してされたもの）に係る事項、事業者に対する行政指導（輸送の安全に関してされたもの）及び事業者が行政指導に基づき講じた措置等を規定する予定です。（鉄道事業法第19条の3関係、第38条関係）
- ・事業者が公表する安全報告書の公表時期・手続（毎事業年度終了後6ヶ月以内であって、インターネットその他適切な方法により公表）を規定するとともに、安全報告書の内容として、輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項、事故・インシデントの届出に係る事項並びにこれらの再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置等を規定する予定です。（鉄道事業法第19条の4関係、第38条関係）
- ・改正法により安全統括管理者の選任及び索道技術管理者の選任が義務づけられたこととともない、従来の索道技術管理者の選任を廃止する予定です。（鉄道事業法第18条の3第1項第4号及び第5号、第38条関係）
- ・地方運輸局長への権限委任事項として、安全管理規程の変更の届出等を規定する予

定です。(鉄道事業法第64条関係)

## ②鉄道事故等報告規則(昭和62年運輸省令第8号)の一部改正

- ・報告対象となっている輸送障害(列車の運転を休止したもの)のうち告示で定めるものを報告対象外とする改正を行う予定です。

告示で定める内容としては、報告対象外として、降積雪等によって列車の運行の遅延を防ぐために一部を運休する場合であって事前に利用者に周知されたもの、工事、保守等による計画運休であって事前に利用者に周知されたもの、労働争議による運休であって、事前に利用者に周知されたもの、列車の運行の遅延等が発生した場合において、更なる遅延を防ぐために一部を運休したときは、運休した区間における最大の待ち時間が30分未満のものを規定する予定です。(鉄道事業法第19条関係)

## ③鉄道事業等報告規則(昭和62年運輸省令第9号)の一部改正

- ・鉄道事業者から輸送の安全にかかわる設備投資の実績について報告を求めることを規定する予定です。

## ④鉄道事業等監査規則(昭和62年運輸省令第12号)の一部改正

- ・改正法により事業者の責務として「輸送の安全性の向上」が追加されたことにより、保安監査の目的に「輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか」を追加し、保安監査の項目に従来の「施設及び車両の管理及び保守並びに運転取り扱いの状況」等に加えて、「輸送の安全を確保するための取組の状況」を規定し、明確化を図る予定です。(鉄道事業法第56条関係)

## ⑤動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和31年運輸省令第43号)の一部改正

- ・改正法により公営鉄道事業者の運転士に対して免許制度の適用がされることにとともに、公営鉄道事業者の動力車操縦者に対する試験免除の廃止を規定する予定です。
- ・指定養成所に関する監視監督を強化するため、指定養成所に対する監査規定、業務の改善命令等を規定する予定です。
- ・運転免許交付者に対して、身体の状態に関して必要があると国土交通大臣が認めたときは、運転免許に条件を付し、または変更することができることについて規定する予定です。
- ・動力車操縦者の運転免許の申請、再交付手続きにおいて、添付書類として求められている写真を一枚省略する簡素化を行う予定です。また、これにとともに、現在求められていない免許の再交付申請時には、戸籍を証明する書類の添付を規定する予定です。
- ・運転免許交付のための筆記試験において、「動力車の構造及び機能に関する一般常識」を改正し、「安全に関する基本的事項」を新たに規定する予定です。

(鉄道営業法第21条関係)

## ⑥鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則(仮称)の制定

- ・鉄道事業者における動力車操縦者の資質管理の充足状況を管理するため、鉄道事業者に対して4半期ごとに、当該4半期において適性検査を受けた者についてとりまとめた上で報告させることを規定する予定です。報告させる内容としては、当該事

業者における当該4半期に適性検査を受けた者の動力車操縦者の運転免許番号、経験年数、適性検査の結果、過去の適性検査及び身体検査の結果、教育の状況、過去3年間における運転取り扱い誤りの回数及びその概要を予定しています。

- ・4半期ごとの定期的な報告に加えて、運転取り扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる鉄道事故であって、乗客、乗務員等に死傷者を生じた場合、動力車操縦者が酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車が運行された場合等については、臨時に報告を求めることを規定する予定です
- ・報告書の具体的な書式については告示で定める予定です。

(鉄道事業法第55条関係)

#### ⑦鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）の一部改正

- ・安全管理規程に、事故、災害時等に関する事業の実施及びその管理の方法を規定させる予定であることから、第8条に規定する応急復旧の体制を削除する予定です。
- ・公営鉄道事業者に対する運転免許制度の適用にともなう改正を行う予定です。

(鉄道営業法第1条関係)

#### ⑧軌道法施行規則（大正12年内務省・運輸省令）等の一部改正

- ・軌道において①～⑥と同様の措置を講ずるため、軌道法施行規則（大正12年内務省・運輸省令）、軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）及び鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省・建設省告示第1号）、軌道事業の営業報告書及び実績報告書の様式を定める告示（昭和62年運輸省・建設省告示第2号）を改正し、軌道事業における動力車操縦者資質管理の報告について告示を制定する予定です。（軌道法第26条、第33条関係）

#### ⑨海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）の一部改正

- ・安全管理規程の届出時期・手続として、運航開始の日までを規定する予定です。（海上運送法第10条の3第1項関係）
- ・安全管理規程に定めるべき事項について、「安全管理規程に係るガイドライン」（骨子は別紙）等に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務、安全統括管理者の責務等を規定する予定です。（海上運送法第10条の3第2項関係）
- ・安全統括管理者の選任要件として、輸送の安全の確保に関する業務について必要な知識及び経験を有する者であること等を規定する予定です。（海上運送法第10条の3第2項第4号関係）
- ・運航管理者の選任要件として、3年以上の業務経験等を規定する予定です。（海上運送法第10条の3第2項第5号関係）
- ・国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報として、輸送の安全の確保に関する命令に係る事項等を規定する予定です。（海上運送法第19条の2の2関係）
- ・事業者が公表する輸送の安全にかかわる情報の内容として、輸送の安全の確保に関する命令を受けた際に講じた是正措置等を規定する予定です。（海上運送法第19条の2の3関係）

#### ⑩内航海運業法施行規則（昭和27年運輸省令第42号）の一部改正

- ・安全管理規程の届出時期・手続として、運航開始の日までを規定する予定です。（内航海運業法第9条第1項関係）
- ・安全管理規程に定めるべき事項について、「安全管理規程に係るガイドライン」（骨子は別紙）等に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務、安全統括管理者の責務等を規定する予定です。（内航海運業法第9条第2項関係）
- ・安全統括管理者の選任要件として、輸送の安全の確保に関する業務について必要な知識及び経験を有する者であること等を規定する予定です。（内航海運業法第9条第2項第4号関係）
- ・運航管理者の選任要件として、3年以上の業務経験等を規定する予定です。（内航海運業法第9条第2項第5号関係）
- ・国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報として、輸送の安全の確保に関する命令に係る事項等を規定する予定です。（内航海運業法第25条の2関係）
- ・事業者が公表する輸送の安全にかかわる情報の内容として、輸送の安全の確保に関する命令を受けた際に講じた是正措置等を規定する予定です。（内航海運業法第25条の3関係）
- ・地方運輸局長への権限委任事項として、安全管理規程の届出等を規定する予定です。（内航海運業法第29条関係）

#### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成18年7月上旬  
施 行 : 平成18年10月上旬